

大川広域行政組合消防職員職名階級規則

〔平成 5年 2月16日〕
規 則 第 2 号

改正 平成 7年 3月20日規則第 5号 平成12年 3月27日規則第10号
平成15年 4月 1日規則第 3号 平成16年 3月24日規則第 1号
平成17年 3月28日規則第 7号 平成19年 3月29日規則第 9号
平成21年 2月25日規則第 3号

消防吏員階級規則（昭和 4 7 年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第 8 号）の全部を次のように改正する。

第 1 条 大川広域行政組合職員の定数に関する条例（昭和 4 8 年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第 7 号）に定める消防の機関の職員の職名及び階級は、この規則に定めるところによる。

第 2 条 消防吏員には、次に掲げる職を置く。

- (1) 消防長
- (2) 消防次長
- (3) 課長
- (4) 署長
- (5) 副署長
- (6) 室長
- (7) 分署長
- (8) 課長補佐
- (9) 署長補佐
- (10) 室長補佐
- (11) 分署長補佐
- (12) 係長

2 前項中、課長以下の職名については、その属する部署の部署名を冠して用いることができる。

3 消防長が必要と認めるときは、管理者の承認を得て、主幹、副主幹、主査、主任を置くことができる。

第 3 条 消防吏員の階級は、次のとおりとする。

- (1) 消防監
- (2) 消防司令長
- (3) 消防司令
- (4) 消防司令補
- (5) 消防士長
- (6) 消防副士長
- (7) 消防士

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月20日規則第5号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日規則第10号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第7号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月25日規則第3号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める改正規定は、公布の日から施行する。